

近江八幡市告示第 2 5 8 号

近江八幡市余裕期間制度実施要領を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 4 日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市余裕期間制度実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、近江八幡市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、工事着手前に労働者の確保及び建設資機材の調達を行うことができる余裕期間制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、近江八幡市契約規則(平成 2 2 年近江八幡市規則第 6 1 号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約の締結の日（以下「契約締結日」という。）の翌日から工事着手日の前日までの期間
- (2) 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間で、準備及び後片付けの期間を含めた工事着手日から工事完成日までの期間
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期とを合算した期間
- (4) 工事着手日 現場での作業を開始する日
- (5) 工事着手期限日 発注者が設定する工事着手の期限となる日

(余裕期間の設定方式)

第 3 条 余裕期間の設定方式は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 発注者指定方式 発注者が工事着手日を指定する方式
- (2) 任意着手方式 契約予定日の翌日から発注者が示した工事着手期限日まで
の間で、受注者が工事着手日を決定する方式

(対象工事)

第4条 余裕期間を設定する工事は、競争入札による工事のうち、次の各号のいずれにも該当する工事で、発注者が必要と認める工事とする。

- (1) 供用開始、関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 契約締結日の属する年度内（繰越明許又は債務負担行為が設定されている場合は、それぞれ繰越明許又は債務負担行為に係る期間内）に工期を確保できる工事であること。

（余裕期間の設定）

第5条 余裕期間は、実工期の30%を超えず、かつ180日を超えない範囲で設定するものとする。

- 2 発注者は、工事着手期限日等をあらかじめ入札公告等に明示するものとする。
- 3 任意着手方式の場合は、当該工事の入札参加者は、工事着手日通知書（別記様式）を入札執行時に提出し、工事着手日を定めるものとする。
- 4 受注者が前項の規定による通知をしなかったときは、発注者は、契約日を工事着手日として設定したものとみなす。
- 5 第3項の規定に基づき通知を行った場合は、工事開始期限日までの期間の範囲内において工事開始日を変更できる。
- 6 前項の規定により工事開始日の変更を行う場合は、通知した工事開始日の14日前までに発注者と協議のうえ、工期に係る契約を変更しなければならない。
- 7 前項の規定に基づく契約の変更は、原則として、1回に限り行うことができる。

（入札公告等への記載事項）

第6条 発注者は、余裕期間を設定する工事を競争入札に付するときは、入札公告等に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札公告の記載事項

- ア 余裕期間が設定された工事である旨
- イ 発注者指定方式における工事着手日
- ウ 任意着手方式における工事着手期限日

- (2) 発注者指定方式又は任意着手方式の区分に応じ、余裕期間設定工事に係る特記仕様書の特則（別表第1）に定める事項

(契約書への記載事項)

第7条 余裕期間を設定する工事においては、契約書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 全体工期
- (2) 実工期
- (3) 余裕期間設定工事である旨（その他欄に明記する。）
- (4) 余裕期間設定工事に係る契約特則（別表第2）に定める事項

(経費の負担)

第8条 余裕期間の設定に伴い発生する必要経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、余裕期間制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、告示の日から施行する。

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

工 事 着 手 日 通 知 書

下記のとおり工事着手日を設定しましたので通知します。

工 事 番 号	
工 事 名	
工事着手日	年 月 日
実 工 期	工事着手日から 日間
そ の 他	

備考

- 1 入札執行時に提出すること（任意着手方式の場合のみ）。
- 2 余裕期間中（契約締結日から工事着手日の前日までの期間）は、受注者は、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、現場での作業に着手してはならない。
- 3 余裕期間中は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
- 5 契約保証期間は、契約締結日から工期の末日までとする。
- 6 前金払を請求できる時期は、工事着手日以降とする。
- 7 工事着手日の決定により定まる実工期の末日が土日祝祭日となる場合は、その翌日までを実工期とする。

別表第1（第6条関係）

余裕期間設定工事に係る特記仕様書の特則

1 発注者指定方式の場合

特記仕様書の特則事項として、次のとおり定めるものとする。この場合において、特記仕様書に同様の記載がある場合は、本特則の定めを優先して適用するものとする。

第1 主任技術者等の配置期間

- 1 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者との間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

第2 工期

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- 2 受注者は、余裕期間中に現場に搬入しない資機材等の準備、労働者の確保等（下請契約を含む。）を行うことはできるが、資材の搬入、仮設物の設置等、現場での作業を行ってはならない。
- 3 余裕期間中に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
- 4 契約の締結後において、余裕期間中に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。

実工期： 年 月 日から 年 月 日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から 年 月 日まで）

注意 上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間の設定は行わない。

第3 各種届出の取扱い

- 1 下請けがある場合の施工体制台帳は、工事着手日の前日までに監督員に提出しなければならない。
- 2 工事履行報告書は、余裕期間中の提出を要しない。

第4 CORINSへの登録

コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする（余裕期間を含まないことに留意すること。）。

2 任意着手方式の場合

特記仕様書の特則事項として、次のとおり定めるものとする。この場合において、特記仕様書に同様の記載がある場合は、本特則の定めを優先して適用するものとする。

第1 主任技術者等の配置期間

- 1 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者との間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

第2 工期

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。
- 2 本工事の応札者は、入札執行時に工事着手日通知書（別記様式）を提出することにより、工事着手日を定めることができる。
- 3 受注者は、余裕期間中に現場に搬入しない資機材等の準備、労働者の確保等（下請契約を含む。）を行うことはできるが、資材の搬入、仮設物の設置等の現場での作業を行ってはならない。
- 4 余裕期間中に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
- 5 契約の締結後において、余裕期間中に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。

実工期：工事着手日から 日間

（ 年 月 日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。）

注意 上記の工事着手日以降に契約の締結となった場合には、余裕期間の設定を行うことはできないものとし、工事着手期限日から 日間で工事を完了させること。

第3 各種届出の取扱い

- 1 下請けがある場合の施工体制台帳は、工事着手日の前日までに監督員に提出しなければならない。
- 2 工事履行報告書は、余裕期間中の提出を要しない。

第4 CORINS への登録

コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする（余裕期間を含まないことに留意すること。）。

別表第 2（第 7 条関係）

余裕期間設定工事に係る契約特則

（契約保証の期間）

第 1 条 契約保証の期間は、契約締結日から工期末まで（余裕期間を含む。）とする。

（前金払の取扱い）

第 2 条 前金払の支払の請求は、工事着手日より前にはできないものとし、その他の事項については近江八幡市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）

第 3 3 条の定めるところによる。

（各種届出の取扱い）

第 3 条 約款第 3 条第 1 項に定める工程表並びに工事着工届書及び現場代理人等届については、工事着手日の前日までに提出しなければならない。

（経費の負担）

第 4 条 受注者が余裕期間の利用を選択することにより経費が生じる場合には受注者がこれを負担しなければならない。

（余裕期間中の現場管理等）

第 5 条 余裕期間中における工事現場の管理は、発注者の責任において行う。

2 受注者は、余裕期間中に測量、資機材の搬入及び仮設物の設置を行ってはならない。

3 受注者は、余裕期間中に当該工事現場に搬入しない資機材等の準備、労働者の確保等（下請契約を含む。）の工事着手以外の工事のための準備を行うことができる。